

平成27年度第1回赤平市総合教育会議 議事録

▼日時：平成27年8月4日（火）午前10時00分～午前10時30分

▼会場：赤平市役所第1会議室

▼出席者

（構成員）

市長 菊島 好孝
委員長 山田 和裕
教育委員 山本 由美子
教育委員 瓜 郁夫
教育委員 坪谷 嗣香
教育長 多田 豊

（事務局）

総務課長 町田 秀一
総務課庶務係長 新堂 ゆかり

（企画財政課）

企画財政課長 伊藤 寿雄
企画政策兼地方創生担当主幹 井波 雅彦

（教育委員会）

学校教育課長 相原 弘幸
社会教育課長 蒲原 英二
総務・学校教育担当主幹 尾堂 裕之

▼内容

○事務局（総務課長）

本日は、お忙しいところお集まりいただき誠にありがとうございます。

ただいまから、平成27年度第1回赤平市市総合教育会議を開催させていただきます。

本日協議いたします、「赤平市総合教育会議の運営に関する要綱」が定まるまでの間、進行役を務めさせていただきます、事務局（総務課長）の町田です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ここで菊島市長からあいさつをお願いいたします。

1 市長挨拶

○市長

おはようございます。

本日はお忙しいところ、第1回の赤平市総合教育会議にご出席をいただき誠にありがとうございます。また、教育委員会の皆様には日頃から当市の教育行政の推進につきまして、格別なるご理解とご協力を頂いておりますこと、改めてお礼申し上げます。

さて、ご案内のとおり、本年4月1日に改正地方教育行政法が施行されまして、教育の政治的中立性・継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任

体制の明確化，迅速な危機管理体制の構築，地方公共団体の長と教育委員会との連携強化，地方に対する国の関与の見直し等，制度の抜本的な改正が行われたところでございます。

このことから，当市におきましても，自治体に設置が義務付けられました「総合教育会議」を設置することとしまして，本日，第1回目の会議の開催となったところでございますが，この度の制度改正を活かし，教育委員会と市長部局がより一層連携を密にして，赤平市の教育をより効果的に進めていきたいと考えているところであります。

本日は，赤平市総合教育会議の運営に関する要綱，或いは教育に関する大綱につきまして議題となつてございますが，活発な意見交換を行いまして，赤平市の教育の方向性をしっかりと導き出していきたいと思ひますし，教育の向上に努めて参りたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

以上簡単ではございますが，開催に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

2 教育委員の自己紹介

○事務局（総務課長）

続きまして，教育委員の皆さんに，自己紹介を兼ねてごあいさつをいただきます。

山田教育委員長様よりお願いいたします。

○山田教育委員長

今後とも，色んな面でご協力をいただきながら，ご指導いただくとおひますし，市長におかれましては，教育委員の大先輩でございまして，今後良いアドバイスをいただけるとおひます。よろしくお願いいたします。

○山本委員

山本由美子です。よろしくお願いいたします。

○瓜委員

瓜郁夫と申します。教育委員を，仰せつかつてから3年がたちました。自分はその間何をやってきたのか問ひかけると，何もやってないような，常になんかこう心に蟠りもござひます。これからも，また頑張つていきたいと思ひますので，よろしくお願いいたします。

○坪谷委員

坪谷と申します。委員をして4年になります。子供を育てながら学校・幼稚園の状況を，委員会で述べながら赤平市の教育に貢献できたらなと思ひているところです。よろしくお願いいたします。

○多田教育長

おはようござひます。

市長の話しにもありましたが，4月から地方教育行政法の改正ということで，赤平市の最初の会議でござひます。全国的にもこの制度をしている自治体ですけれども，7月31日現在で市区町村でいっても39%ぐらいが，この総合行政教育会議を，開催している状況でござひます。赤平はけっこう早い方でござひます。今までの教育委員会と一般行政との関係性とを，一歩近づいて連携を図ると言う趣旨で始まった制度でございまして，今後も市長部局と市長の教育行政に対する支援が期待できるのではないかと。今後いろんな教育行政の施策の方向性

を共に共有していく趣旨ではプラス面での期待をしていくところであります。よろしくお願いしたいと思います。

3 議題

(1) 赤平市総合教育会議の運営に関する要綱（案）について

○事務局（総務課長）

それでは、本日の議題に入りたいと思います。

議題の1点目、赤平市総合教育会議の運営に関する要綱（案）について、私、事務局より説明いたします。

先の市長のお話しにもございましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行され、その法律の第1条の4におきまして、総合教育会議について規定されまして、更に、本条の第9項におきまして、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定めると規定されたことから、本要綱を定めようとするものです。

なお、要綱につきましては、お手元に2種類の資料をお配りしておりますが、1つは本日の議題の綴りに、両面刷りの1枚もの「赤平市総合教育会議の運営に関する要綱(案)」を添付してございますが、これは条文のみを記載しております。もう1つの方は、別添となっておりまして、両面刷りで5ページ3枚ものとなっております。こちらは、「赤平市総合教育会議の運営に関する要綱（案）の解説」となっており、条文ごとに解説させていただいているものとなっております。

別添の「設置要綱（案）の解説」によりまして、説明させていただきたく存じます。

本要綱は、9条で構成しておりまして、解説に記載している事項は、主に国がこの法律の解釈としているものを引用させていただいたものとなっております。参考としていただきたく存じます。

第1条は、法第1条の4第9項に基づくこのとして、この要綱の趣旨につきまして規定したものでございます。

第2条につきましては、会議で行う協議や事務について規定してございまして、第1号には、この後ご議論いただく予定としてございます大綱の策定を、第2号及び第3号は、法の第1条の4第1項で規定されております事務を掲げさせていただいているものです。

第3条は、本会議の構成員につきまして、規定してございます。

第4条につきましては、会議の招集は「市長」が行うこととするなど、「会議」につきまして定めております。

なお、総合教育会議の趣旨から第3項には「調整結果の尊重」を規定しています。

第5条につきましては、関係者又は学識経験からの意見聴取についての規定です。

第6条は、会議の公開や、個人の秘密を保つためなど、非公開とするべき事項について定めております。

第7条は、議事録の作成と公開、第6条同様非公開とするべき場合について規定しております。

第8条は、会議の庶務について定めるものでありますが、総合教育会議については、第4条で定めましたとおり、首長が召集することとなっておりますことか

ら、事務局は原則として首長部局に置くこととなり、事務局は総務課庶務係において行うものとして規定させていただいたものです。

第9条は、この要綱に定めがない事項に関しては、総合教育会議に諮って定めるとした補則の規定となっております。

附則につきましては、この要綱の施行日を定めるものでございまして、本日決定されれば、本日より施行したいとするものでございます。

以上、要綱（案）につきまして、説明させていただきました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

ただいまの説明に対しまして、ご質問等がありましたらお願いいたします。

○全員

ありません。

○事務局（総務課長）

それでは、「赤平市総合教育会議の運営に関する要綱」については原案のとおり決定とさせていただきたいと思います。

これにより、会議の進行につきましては、要綱第4条第1項の規定によりまして、市長が議長となり進めさせていただきますので、市長、よろしくお願いいたします。

(2) 教育に関する大綱（案）について

○市長

只今、いろいろ説明があつて、事務局は総務に置くということです。今までは、教育委員会が、独立していましたが、行政部局との連携をはかっていくということになったようなので、国の定めでもありますので、致し方ありませんが、事務局は総務にあるけれども、教育委員会と総務は情報を共有しながら、一体となってこの問題については進めていかないといけない。市役所としても、行政として、徹底してやります。各委員の皆様も今まで以上に、目的はこれまでの同様に子供たちのためにどうするか、教育のためにどうするかということですので、十分考慮しながら、どんどん意見を言っていただきたいと思いますと思っております。

それから、議案は、前もって配布するようにしていきたいと思います。

それでは、この総合教育会議の運営に関する要綱について、ただいま皆さんにご賛同いただきましたが、ここで一番大事なことは、お互いの意思決定を尊重するということであります。まだ始まったばかりでありますので、今後皆さんと密に連携を図っていききたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題の2点目、教育に関する大綱（案）について説明をお願いいたします。

○学校教育課長

学校教育課長の相原です。よろしくお願いいたします。

議題の（2）教育に関する大綱についてであります。先ほどの要綱の解説と重複しますが、まず、1の教育委員会制度改革についてであります。

平成27年4月施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正において、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るとし、そのポイントの一つとして、教

育に関する「大綱」の策定がございます。

2として教育行政の大綱であります。大綱は、市長が定めるものとされておりまして、市長と教育委員会で調整がついた事項について尊重義務が生じるもので、大綱の定義であります。大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるとしており、詳細な施策の策定を求めているということです。

また、国の教育振興基本計画における基本的な方針を参考にして定めるとされており、ここでいう基本的な方針とは、国の第2期教育振興基本計画の成果目標の部分を示しているということでございます。そこで、大綱の期間であります。

大綱が対象とする期間については、法律上の規定はありませんが、市長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画が5年間であることから、4年から5年程度のものとして定めるものとして想定しております。また、大綱の記載事項であります。大綱の主たる記載事項は、主として、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例等の市長の権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられる旨の通知がされております。

そこで、今後、大綱についてどのように取り扱うかについてであります。大綱とは別に、教育基本法においては、その第17条の第2項で国の教育振興方針を参酌し、同様な計画を作るよう努めると、地方公共団体、市に対しては努力規定として求められております。当市は教育振興計画をもっておりませんけれども、一方で今回の法律改正により新たに規定された大綱とは、今、説明いたしました。が、国の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌して定める市の教育、文化の振興総合的な施策の目標や根本的な方針のことであり、先ほど説明したとおり、大綱においては詳細な施策の策定まで求められていないとされています。

そこで、何をもちて大綱とすべきかということですが、大綱の期間が4年から5年程度とされており、また詳細な施策までの策定は義務付けられていないことから本市では平成21年から30年度までの市の施策を定めました第5次赤平市総合計画がありまして、既に後期期間に入ってきております。また今回の法律改正に伴う文科省からの通知におきまして地方教育振興計画その他の計画を定めている場合は、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけることができるとされていることから、地方公共団体の長が総合教育会議において、教育委員会と協議、調整いたしまして、当該計画をもって大綱と代えると判断した場合は、別途大綱を策定する必要はないとされており、既に本計画が市の総合計画が後期の期間に入ってきていることから、総合計画の教育に係る施策の項目であります第3節生きる力を育む生涯学習社会をつくりましようの部分を大綱とみなして進めて行きたいと考えております。

大綱となります赤平市総合計画の第3節、別紙により原案とさせていただきます。

なお、文中の文言などは変わりありませんが、統計等の数字については最新のものを使用しております。また、創造性豊かな学校教育の推進中の高等学校教育の推進につきましては、赤平高校が惜しくもこの3月で閉校となりましたことから、赤平高校の存続という文言から、中学生が進学する場合の、近隣市町に通うことに対しての文言に修正させていただいておりますことご了解願います。

以上大綱についてご説明させていただきましたが、よろしくご協議されますよう

うお願い申し上げます。

○市長

ただいま大綱についての説明がありましたが、これについて協議をしたいと思っています。

皆さん、何かご意見などございますか。

○市長

第5次赤平市総合計画の部分がかなり入っているのですが、前もって配布されていないので、もし、疑問点等あれば、また、会議を招集することはやぶさかではございませんが…。これからは、前もって資料はお配りし、有意義な、中身の濃い会議にしたいと思います。よろしいですね。

○多田教育長

市長ご指摘いただいたとおり、この会議関わらず、事前に内容をお見せいただいた方がよろしいのですが、今回の場合は、総合教育会議が開催されることは事前にわかっており、今日、事務局から提案いただいたことは、内容に触れることではなくて、こういう形で行きたいとの説明であったと思います。今後、大綱を進める際には、具体的な事項に入っていきますので、事前に明示していただいた方が望ましいなと思います。本日の場合は、これまでの説明、市長のお話しの中である程度理解できる範囲であったと思います。今後は大綱の内容に入っていきますので、第5次の第3節との十分関わりがありますので、資料を提示してもらうことで、とり進めていただきたいと思います。

○市長

わかりました。それでは、そういうことで、よろしいですか。

○瓜委員

個別にお伺いすることもあるかと思いますので、よろしくお願いいたします。

○市長

わかりました。何か課長の方からありますか？

○企画財政課長

只今、相原課長より説明がありまして、基本的には、第5次赤平総合計画をベースにしているということです。高校教育の推進の、学校が既に無くなっているということで…。この辺の文言については、既に総合計画の内容については皆さんご理解いただいていることと思いますが、今、教育長が申しましたとおり、その詳細部を大綱に基づいてどうしていくかという議論に入っていくことになりますので、我々も努力してまいりたいと思います。

○市長

それでは、今、ご説明があったとおり策定するというので、これを公表していくということで、よろしいですか。

○全員

はい。

○市長

それでは、そのとうりとさせていただきます。

(3) その他

○市長

次に、議題の3点目その他についてであります。皆さんの方から何かござい

ませんか？

○多田教育長

今後の会議の開催予定はどの時期に…。

○事務局（総務課長）

後ほどご説明させていただこうかなと思っておりましたが、臨時的なものがない限りにおいては、第2回目の会議につきましては、来年度の予算編成事務が11月頃から始まるものですから、11月中旬ぐらいに開催させていただきたいと事務局としては考えていたところです。

○市長

よろしいですか。

○全員

はい

○市長

色々なお話がありましたが、今後この総合会議においてその都度協議させていただきたいと思います。

以上をもちまして、本日の議題はすべて終了としてよろしいでしょうか。

○全員

はい

4 諸連絡・閉会

○事務局（総務課長）

先ほど申し上げましたとおり11月中旬ぐらいに開催させていただきたく存じますけれども、日程等詳細が決まりましたら、またご案内をさせていただきたいと同時に、市長からお話しがございましたとおり、資料については事前に配布できるように努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、平成27年度第1回赤平市総合教育会議を終了いたします。本日は大変ありがとうございました。